

さくら市告示第 108 号

さくら市サーマルカメラ貸出事業実施要綱を次のように定め、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

令和 2 年 7 月 10 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市サーマルカメラ貸出事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内で行われる集会、展示会、物産展、文化行事その他の催しを安全かつ安心に開催するため、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他の感染症の感染の拡大を防止するための措置の一環として、サーマルカメラ（人の体表面温度を測定することができる機能を有する機器をいう。以下同じ。）を市民等に貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 サーマルカメラの貸出を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、サーマルカメラを前条に規定する目的を達成するための用途に供するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 主に市内で市民活動（自主的かつ営利を目的としない社会貢献活動をいう。）を行う個人又は団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(申請)

第 3 条 サーマルカメラの貸出を希望する対象者は、サーマルカメラ借用申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該貸出を希望する日から起算して 1 週間前までに行わなければならない。

(承認及び貸出)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、  
適当と認めるときは、当該申請をした者にサーマルカメラを貸し出すことを決定する。

2 市長は、前項の規定により決定した場合は、サーマルカメラ貸出承認通知書（様式第  
2号）により当該決定に係る申請をした者に通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 サーマルカメラを貸し出すことができる期間は、一の申請につきサーマルカメラ  
の貸出があった日から起算して7日を経過する日までとする。ただし、市長が特に必  
要と認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 サーマルカメラは、無料で貸し出すものとする。ただし、サーマルカメラの貸出、  
返却等をするために費用を要した場合は、当該費用は、第4条第1項の規定による決  
定を受けてサーマルカメラを借り受けたもの（以下「借受者」という。）が負担する。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サーマルカメラを善良な管理者の注意を持って保管し、使用すること。
- (2) サーマルカメラを第1条に規定する目的を達成するための用途にのみ供すること。
- (3) サーマルカメラを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 第5条に規定する貸出期間の満了後は、遅滞なくサーマルカメラを市に返却する  
こと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がサーマルカメラの貸出にあたって必要と認め  
ること。

(貸出の取消し)

第8条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該貸出を停  
止し、又は当該貸出の決定を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により第4条第1項の規定による貸出の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市は、前項の規定により貸出の決定を取り消された借受者に当該取消しにより損害が  
生じた場合においても一切の責任を負わない。

(原状回復)

第9条 借受者は、サーマルカメラの使用を終了したとき、第5条に規定する貸出期間が満了したとき及び前条第1項の規定により貸出の決定を取り消されたときは、直ちにサーマルカメラを市に返却しなければならない。

2 借受者は、前項の規定によりサーマルカメラを返却する場合は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、サーマルカメラを原状に回復しなければならない。この場合において、当該借受者は、当該回復の内容及び方法について市長の指示に従わなければならない。

3 第1項の規定によりサーマルカメラを返却する借受者が第2項の規定により現状に回復しないときは、市長において回復し、これに要した費用は、当該借受者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 借受者は、故意又は過失によりサーマルカメラを滅失し、又は破損したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第11条 サーマルカメラが通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、サーマルカメラの使用により当該使用した者、第三者等に発生した事故に対し、市は、その責めを負わない。

(貸出簿の整備)

第12条 市長は、サーマルカメラの貸出状況を管理するため、サーマルカメラ貸出簿(様式第3号)に必要事項を記入し、保管するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、サーマルカメラの貸出に必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

サーマルカメラ借用申請書

さくら市長

様

申請者 住 所

団体名

氏 名

㊟

電話番号

サーマルカメラの貸出を受けたいので、さくら市サーマルカメラ貸出事業実施要綱第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

行事名	
行事内容	
使用場所	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
受取希望日時	年 月 日 ( 時 分)
返却予定日時	年 月 日 ( 時 分)
使用責任者	
添付書類	

第 号  
年 月 日

様

さくら市長



サーマルカメラ貸出承認通知書

年 月 日付けで申請されたサーマルカメラの借用について、次のとおり貸出を決定したので、さくら市サーマルカメラ貸出事業実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

については、さくら市サーマルカメラ貸出事業実施要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

行事名等	
使用場所	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
貸出条件	

遵守事項

- (1) サーマルカメラは、善良な管理者の注意を持って保管し、使用すること。
- (2) サーマルカメラは、感染症の感染拡大を防止し、行事等を安全に開催するため  
のみ使用すること（サーマルカメラで人を撮影しないこと）。
- (3) サーマルカメラを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 貸出期間の満了後は、遅滞なくサーマルカメラを市に返却すること。